

松浦市放課後児童健全育成事業（学童保育） 令和6年度（4月1日から）の利用申請受付について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働などのため昼間家庭にいない児童を対象としています。そのため、就労等の状況が分かる書類の添付が必要です。

事業内容としては、家庭学習や集団での遊びを計画して、帰りの時間までを楽しく怪我のないように過ごします。

◆学童クラブの概要

(1) 開所日

平日の放課後及び土曜日、長期休暇（夏休み、冬休み、春休み）
（日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休み）

※自然災害や感染症などで学校が休校となった場合、児童の安全を考慮して閉所となります。

(2) 開所時間

- ◆平日 授業終了後から原則、午後6時30分まで
- ◆土曜日 午前7時30分から原則、午後6時30分まで
- ◆長期休暇 午前7時30分から原則、午後6時30分まで

※お迎えの時間の厳守にご協力をお願いします。

※実施時間以外については、保険適用外になる可能性がありますのでご了承ください。

(3) 利用料

- ◆3,000円（7月、8月を除く）
- ◆5,000円（7月）
- ◆10,000円（8月）

※利用料は、利用回数に関わらず当該月分が発生します。日割り計算は行いません。

※納入期限を厳守し、各児童クラブに納入をお願いします。

※生活保護受給者・児童扶養手当受給者は、8月の利用料のみ減免措置があります。

(4) 利用の申請・中止

利用を希望する際や中止する際は、希望する日の2週間から1カ月前までに手続きが必要です。

※利用中止届がない場合は、ご利用がない月についても利用料を徴収いたします。

(5) 共済保険について

- ◆万一事故やケガがあった場合に備えて、必ず保険に加入していただきます。
- ◆児童ひとりあたり70円をご負担いただきます。

※月額保険料135円のうち、利用者が70円、市が65円を負担します。



裏面もご確認ください

(6) 実施場所等

児童クラブ名	実施場所	連絡先
星鹿児童クラブ	ほしか保育園	0956-75-0450
御厨児童クラブ	御厨こどものいえ	080-5264-8462
志佐児童クラブ	志佐こどものいえ	090-1923-7164
上志佐児童クラブ	上志佐保育所	0956-72-0048
調川児童クラブ	調川小学校	080-5603-4540
今福児童クラブ	今福こども園	0956-74-0173
福島児童クラブ	ひかりヶ丘保育園	0955-47-2171
鷹島児童クラブ	鷹島保育園	0955-48-2135

※土曜日、長期休暇及び給食のない日については、お弁当及び水筒を持たせてください。
(保育所内で実施されている児童クラブをご利用の方は各クラブへご確認ください。)

4月1日からご利用を希望される場合

(1) 申請期間

令和6年2月13日(火)～3月15日(金)

(2) 申請場所

松浦市役所 子育て・こども課
福島支所(福島地区の方)
鷹島支所(鷹島地区の方)

(3) 申請に必要なもの

書類名	留意点
①利用申請書	児童1人につき1枚記入してください。
②共済制度加入申込書	保険料は、利用児童クラブにて、利用料と一緒に支払っていただきます。申し込み時点では集金はいりません。
③就労証明書	お勤めの方は、勤務先からの証明が必要となります。保育所分(令和6年度入所申請分)で提出されている方は不要ですので申し出てください。
④就労状況申立書 (自営業・農業・漁業用)	自営業・農業・漁業の方は、必要事項をご記入のうえ民生児童員の証明が必要となります。
⑤印鑑	自署の場合、印鑑は不要です。

※就労状況を確認するため、お勤めの方は③、自営業等の方は④の提出が必要となります。また、病気や出産、求職中などによりご家庭で保育できない場合は、ご相談ください。

詳しくは松浦市子育て・こども課へお尋ねください。
0956-72-1111(内線150)